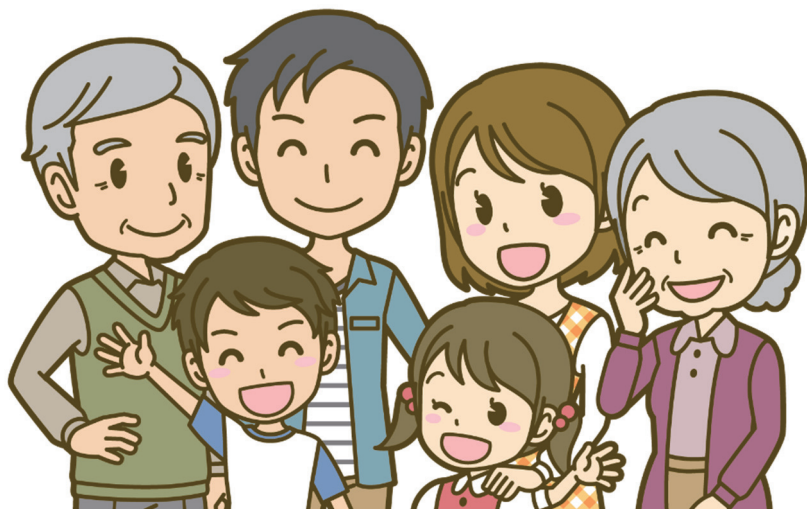


第9期

鹿部町高齢者保健福祉総合計画

（鹿部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

概要版



令和6年3月
鹿部町

● 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当町では、介護保険制度が施行された平成12年度以降、鹿部町高齢者保健福祉総合計画（平成12～14年度）の策定を皮切りに、これまで8期にわたる介護保険事業計画を策定してきました。

今回策定する第9期鹿部町高齢者保健福祉総合計画は、2025年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることになります。

全国的な傾向と同様、当町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

高齢者保健福祉総合計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、鹿部町らしい地域包括ケアシステム^{※1}の深化・推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。また本計画は「第6次鹿部町総合計画」における高齢者の福祉に関連する個別計画としても位置付けられています。

本計画により、当町の高齢者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指し、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

※¹ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

3 計画の期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本計画は令和6年度～令和8年度までの3年間の計画期間とします。

なお、計画の最終年度である令和8年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第8期 鹿部町高齢者保健福祉総合計画								
		見直し	第9期 鹿部町高齢者保健福祉総合計画					
					見直し	第10期 鹿部町高齢者保健福祉総合計画		

4 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である鹿部町保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として高齢者に対する実態調査を実施しました。

また、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による「鹿部町高齢者保健福祉総合計画推進委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

(2) 高齢者・介護保険に関する調査

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

地域の課題や必要となるサービスの把握や分析を行うため、65歳以上の自立高齢者及び要支援1・2の認定を受けている高齢者を対象とした日常生活圏域ニーズ調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

②在宅介護実態調査の実施

要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。

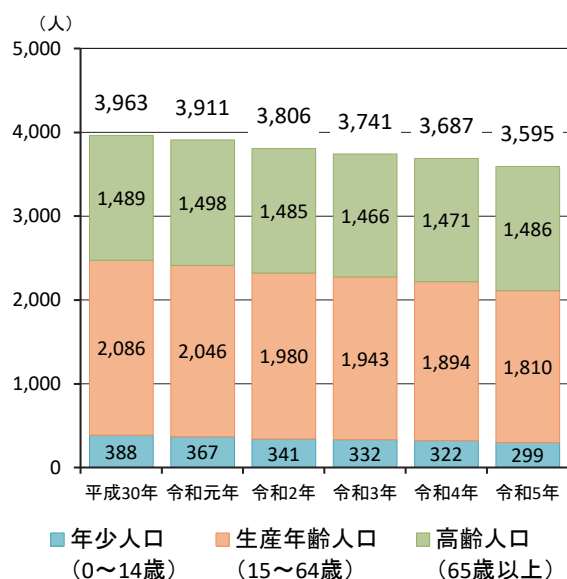
● 当町の高齢者の状況

当町の人口は平成30年以降減少を続けており、令和5年の住民基本台帳人口（9月末現在）は、3,595人となっています。また、世帯数は令和2年までは増加傾向がみられましたが、令和3年に減少傾向に転じ、令和5年は1,852世帯となっています。

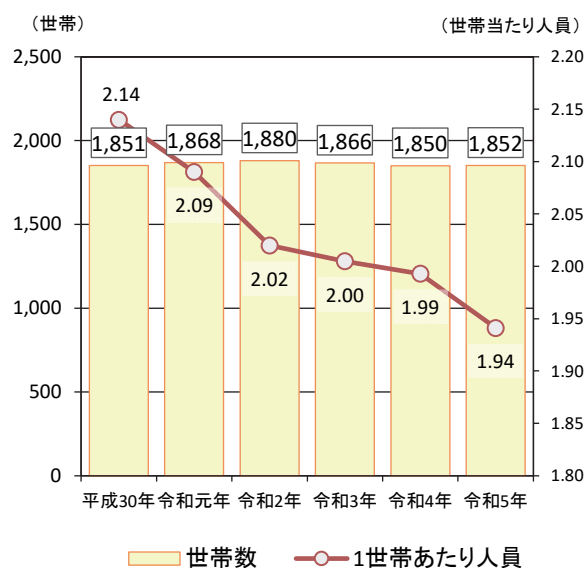
1世帯あたりの人員は下降しており、令和5年には1.94となっています。

高齢化率は年々増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。

■ 総人口の推移

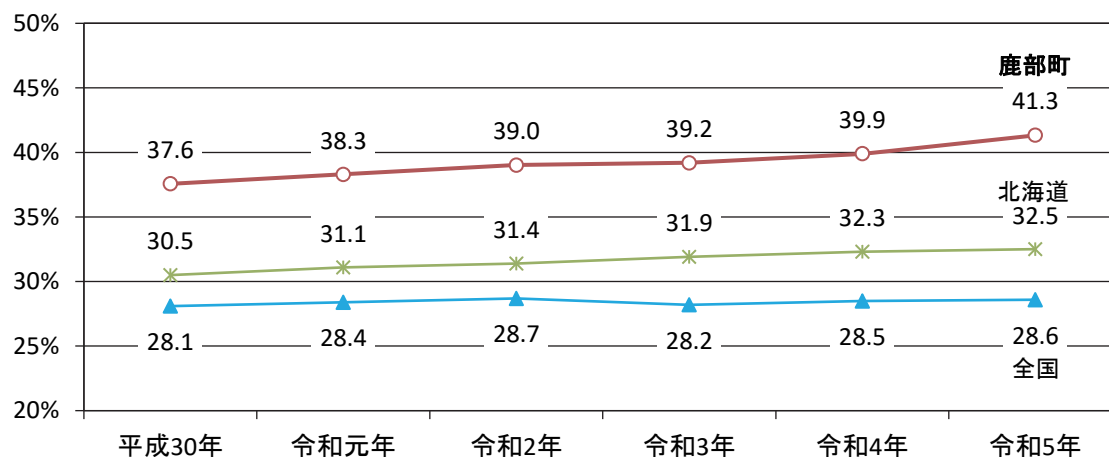


■ 世帯数等の推移



[出典] 総人口：住民基本台帳（各年9月末現在）、
世帯数：北海道総合政策部情報統計局統計課「住民基本台帳人口・世帯数」（各年1月1日現在）

■ 高齢化率の比較



[出典] 住民基本台帳（各年9月末現在）

● 計画の基本理念

当町の高齢化率は今後も上昇が続くことが予想され、高齢者のみ世帯の増加や、要支援・要介護認定者の増加も見込まれます。

当町では、最上位計画である「第6次鹿部町総合計画」のもと、保健・福祉分野では「ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまち」を基本目標として、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるようまちづくりを推進しています。

これらを踏まえ、本計画では「第8期鹿部町高齢者保健福祉総合計画」の基本理念を踏襲し、下記のとおり基本理念を定めます。

－ 基本理念 －

高齢者が安心して生き生きと暮らせるまち

● 推進する施策

基本目標1 日常生活支援と生きがいづくり

住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、日常生活に支援を必要とする高齢者の実情に応じた様々な日常生活支援サービスを提供し、高齢者の自立した生活を支援します。

また、スポーツ・文化活動や就労的活動を促進し、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援します。

①生活支援サービスの充実

- 生活支援体制整備事業の推進
- 家族介護支援事業
- 家族介護継続支援事業
- 緊急通報電話機利用支援事業
- 救急カード利用促進事業

②生きがいづくりや主体的な活動の支援

- 生涯学習・文化活動の促進
- スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 高齢者運動会の開催
- 「いこいの湯」の維持管理
- コミュニティカフェの開催
- 老人クラブ活動支援
- ボランティア活動支援
- 就労支援機関との連携
- 地域公共交通の運行
- 外出支援サービス事業
- 福祉有償運送

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者一人ひとりの健康実現、健康寿命の延伸・生活の質の向上の実現を目指し、健康診査をはじめとする健康づくりへの取組と、高齢者の状態に応じた介護予防を推進します。

また、平成29年度から取組を開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防と生活支援サービスを通じて、高齢者の自立支援及び重度化防止を図ります。

①健康づくりの推進

- 「健康手帳」の活用促進
- 健康診査事業の推進
- 健康相談の推進
- 地域の健康づくり推進
(健康教育、保健指導)

②介護予防の総合的な推進

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- フレイル対策の推進

基本目標3 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護保険サービスの提供体制を維持するとともに、地域包括支援センターを中核として医療機関や介護サービス提供者など地域支援のネットワークをより充実させ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、今後は認知症の方が増加することが予想されることから、認知症についての正しい理解に関する周知・啓発を図るとともに、認知症高齢者とその家族への支援体制の充実を図ります。

①介護保険サービスの持続可能性担保

- 相談体制の整備
- 居宅サービスの提供
- 地域密着型サービスの提供
- 施設サービスの提供
- 介護サービス事業者向け研修会等の開催
- 地域密着型サービス事業者の指導・監督
- 介護・福祉人材の確保への支援
- 介護サービス事業所の生産性向上に向けた検討
- 制度の周知啓発
- 介護サービス情報の公表制度の活用
- 要介護認定の適正化
- ケアプラン等の点検
- 医療情報との突合・縦覧点検

②安心して暮らせる地域づくりの整備

- 総合相談支援事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 地域見守りネットワークの推進
- 地域ケア会議の推進
- 医療と介護の連携推進
- 成年後見制度の利用支援
- 高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護
- 多様な住まいの確保支援
- 住宅改修の相談支援
- バリアフリーの促進
- 防犯・消費者被害防止
- 防災・減災対策の推進
- 感染症対策の推進

③認知症施策の推進

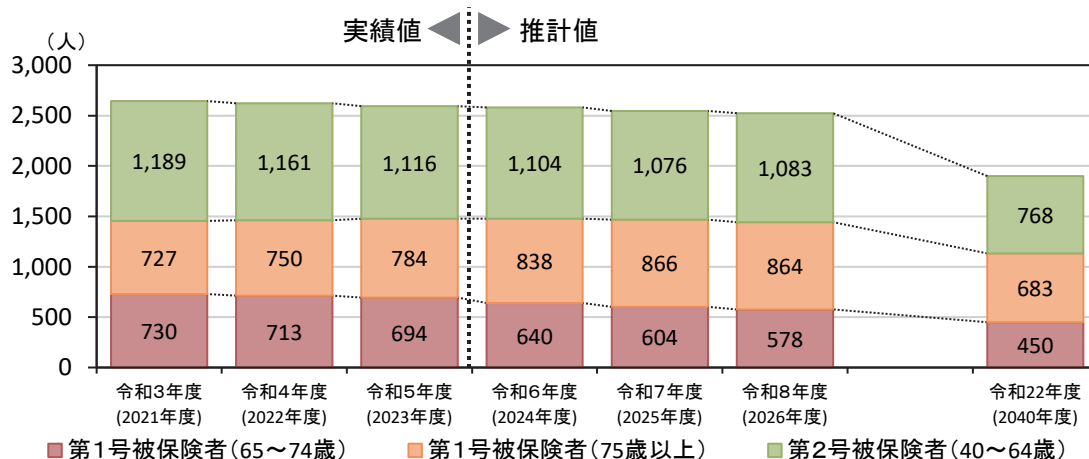
- 認知症に関する周知啓発
- 認知症サポーターの養成
- 認知症支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症ケアパスの普及・啓発
- 認知症カフェの開催

● 将来推計

1 被保険者数の推計

第1号被保険者数は令和3年度以降減少の見通しとなっており、令和8年度には1,442人、令和22年度には1,133人になると見込んでいます。また、第2号被保険者数は減少傾向が続き、令和22年度には768人となる見込みです。

■被保険者数の推移

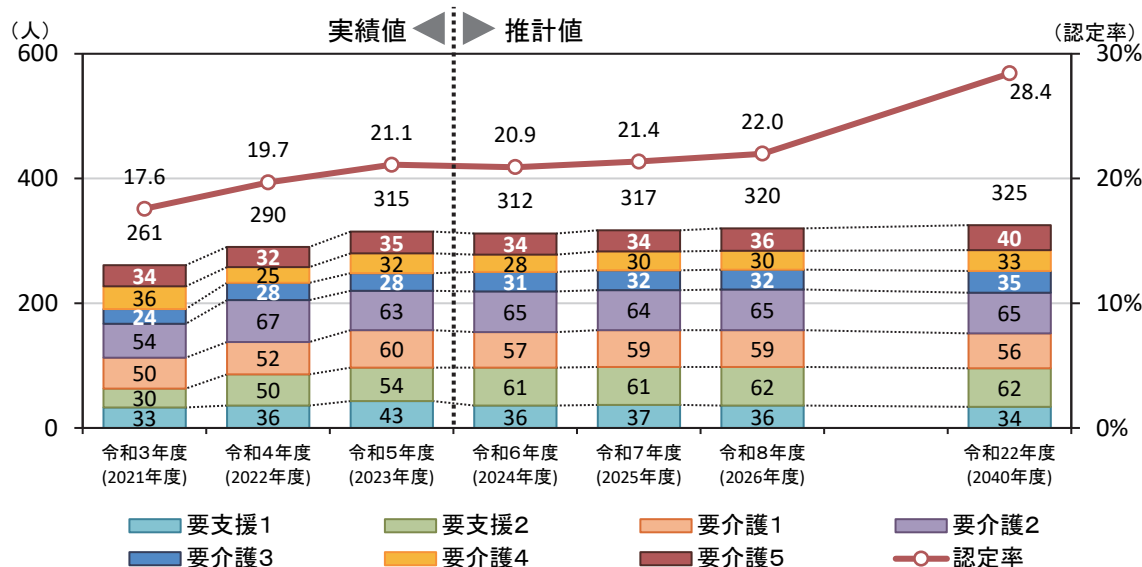


[出典]実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は増加傾向で推移すると予想され、令和8年度は320人、令和22年度には325人になると見込んでいます。また、要介護認定率も上昇することが予想され、令和8年度は22.0%、令和22年度には28.4%になると予想されます。

■要介護認定者数の推計



[出典]実績値：介護保険事業状況報告、推計値：男女年齢階級別の認定率をもとに算定

● 介護保険料

第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料 段階	本人の年金収入額等	課税区分	基準額に 対する 割合	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	生活保護、又は老齢福祉年金受給者、又は 本人年金収入額が80万円以下	家族全員 非課税	0.455 (0.285)	2,730円 (1,710円)	32,760円 (20,520円)
第2段階	本人年金収入額が80万円超、120万円以下	家族全員 非課税	0.685 (0.485)	4,110円 (2,910円)	49,320円 (34,920円)
第3段階	本人年金収入額が120万円超	家族全員 非課税	0.690 (0.685)	4,140円 (4,110円)	49,680円 (49,320円)
第4段階	本人年金収入額が80万円以下	本人 非課税	0.900	5,400円	64,800円
第5段階 (基準額)	本人年金収入額が80万円超	本人 非課税	1.000	6,000円	72,000円
第6段階	基準所得金額が120万円未満	本人 課税	1.200	7,200円	86,400円
第7段階	基準所得金額が120万円以上、210万円未満	本人 課税	1.300	7,800円	93,600円
第8段階	基準所得金額が210万円以上、320万円未満	本人 課税	1.500	9,000円	108,000円
第9段階	基準所得金額が320万円以上、420万円未満	本人 課税	1.700	10,200円	122,400円
第10段階	基準所得金額が420万円以上、520万円未満	本人 課税	1.900	11,400円	136,800円
第11段階	基準所得金額が520万円以上、620万円未満	本人 課税	2.100	12,600円	151,200円
第12段階	基準所得金額が620万円以上、720万円未満	本人 課税	2.300	13,800円	165,600円
第13段階	基準所得金額が720万円以上	本人 課税	2.400	14,400円	172,800円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

第9期鹿部町高齢者保健福祉総合計画 (鹿部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

発行：北海道 鹿部町

令和6年3月

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1

TEL 01372-7-2111 FAX 01372-7-3086

<https://www.town.shikabe.lg.jp/>